

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所	備考
①	パナソニック産機システムズ株式会社	東京都墨田区押上 1-1-2	1-023300

2. 指名停止措置期間

令和 7 年 4 月 14 日 から 令和 7 年 7 月 13 日 3 箇月間

3. 指名停止措置の適用範囲

石岡市が発注する建設工事及び物品納入・役務の提供調達契約等

4. 事実概要

パナソニック産機システムズ株式会社は、建設業法第 26 条第 1 項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。

当該事実が建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当するとして、令和 7 年 1 月 31 日に関東地方整備局長より営業停止処分を受けた。

5. 指名停止理由

上記事実は、「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」第 2 条第 1 項別表第 2 第 14 号（2）に該当すると認められる。

参考

○「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」（抜粋）

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 14 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 28 条の規定に基づく監督処分(第 28 条第 1 項第 1 号, 第 2 号及び第 3 号に該当し, 監督処分を受けたときを除く。)を受けたとき。 (1) 略 (2) 営業停止処分を受けたとき。	当該認定をした日から 3 月以上 9 月以内